



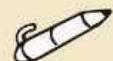
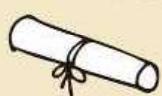
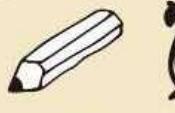
Y X



A B C



# 成年年齢引下げに伴う 若者の消費者被害防止対策



くらし・環境部県民生活局

## 成年年齢が18歳に引き下げ

令和4年4月から、

18歳、19歳の若者も、  
親の同意なしで一人で契約できる

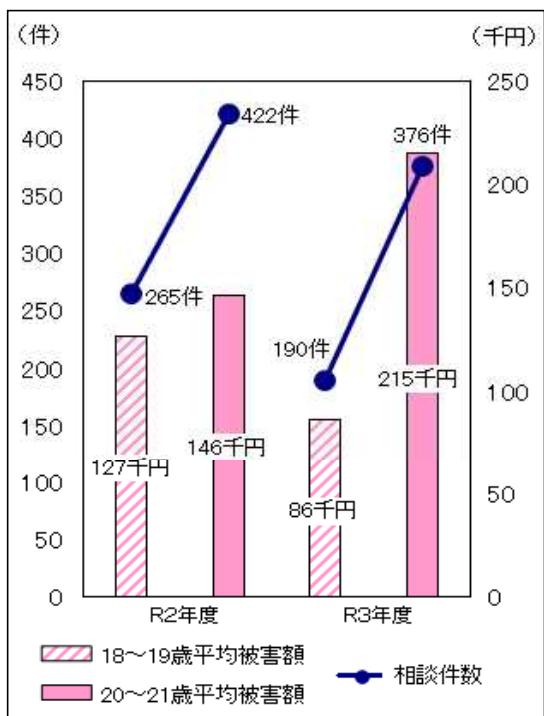


18歳、19歳の若者には、  
未成年者取消権が適用できなくなる



若者が主体的に判断し行動する力を育成する  
消費者教育の充実が必要

# 若者の消費生活相談の状況



県内の18~19歳と20~21歳の相談件数  
と平均被害額(PIO-NETデータより当課  
集計)

令和3年度まで  
相談件数・被害額ともに  
20歳を境に増加

今後は  
**18歳、19歳**が  
悪質事業者のターゲットに  
なる可能性

## 4月以降、18、19歳の被害も発生

### 脱毛エステ

体験だけのつもりが、ローンを組んで50万円超の契約をしてしまった。

### マルチ商法

先輩から、「暗号資産に投資すれば、半年で元が取れる、さらに友達を誘えばお金がもらえる」と勧誘された。

### あやしい儲け話

簡単に儲かるとうたうネット広告からアクセスしたところ、業者から、消費者金融で借金してサポート契約をするよう勧められた。

# 高校生・大学生向け出前講座

- ・R2～高等学校・特別支援学校に消費生活相談員や消費者教育講師を派遣して実施
- ・高校生の保護者、大学生、専門学校生等にも実施を拡大
- ・**R4上半期 105回実施、10,794名受講**  
(R2年度 109回、R3年度 140回実施)



契約など消費生活の基礎知識、トラブルへの具体的な対処法、金融に関する知識や考え方を習得

## 若者による若者に響く啓発動画制作、発信

- ・公募により大学生・専門学校生16名を任命。
- ・**同世代の若者に響く動画を制作、発信し、若者のトラブルを防止**



「他人事」だと思ってない?  
実は身近な消費者トラブル!

気づかぬうちに加害者になっている、  
それが消費者トラブルの怖いところ

# 若者のトラブル解決に向けた取組

トラブル解決のよりどころ

「それってトラブル？やばい！？SOS！静岡県」



消費者ホットライン



いやや

188番



消費者庁 消費者ホットラインイメージキャラクター イヤヤン

## 消費者教育・啓発と消費者相談・救済

### 教育・啓発

#### 消費者教育出前講座

相談員、消費者教育講師を派遣し、高校生、保護者、大学生、専門学校生、新社会人向けに実施

#### 消費者教育担い手養成・スキルアップ

教員向け研修により学校での消費者教育を推進  
消費者教育講師の養成や研修を実施

#### 若者の参画による啓発動画制作、発信

内容や表現、PR方法について若者の意見を反映  
同世代の若者に響く動画を制作し、自らが発信

#### 被害防止街頭キャンペーン

市町と連携し、一斉に実施(5月、12月)

若者が利用する商業施設で長期休暇中に実施

### 相談・救済

#### 県民生活センター等での相談、あっせん

東・中・西3か所と賀茂広域消費生活センターを設置

相談員が解決に向けた助言、事業者との交渉を実施

専門家(弁護士・司法書士)とも連携して対応

市町相談窓口への助言

#### 消費生活相談員の養成・スキルアップ

資格取得支援講座により、相談員を養成

県及び市町相談員に向けた研修を実施

#### 若者向けサイト、県広報ツール等による注意喚起

若者に増えているトラブルを即時に情報提供

未来を担う若者が  
安全・安心、豊かに暮らせる静岡県の実現